

岩手県監査委員告示第35号

監査結果の公表（平成22年岩手県監査委員告示第21号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年7月2日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
 岩手県監査委員 樋下 正信
 岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 盛岡教育事務所

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年1月14日

イ 本監査実施日 平成22年2月23日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年4月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
旅費の支給に当たり、旅行完結確認後相当期間経過してから支給しているものが182件、400,140円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	旅行完結確認後相当期間経過してから支給していた旅費については、会計事務自己点検時の旅行完結確認等点検に加え、旅行命令票・旅費請求書（支出票）の作成漏れや支給漏れが無いかについて点検を行う。併せて、管理監督者は毎月随時確認を行い、進行管理の徹底を図る。
扶養手当、期末手当及び寒冷地手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、179,050円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた扶養手当、期末手当及び寒冷地手当については、平成21年7月21日に返納済みである。 なお、扶養手当の確認において、扶養親族である配偶者が年金の受給開始により所得超過となったことが判明したものであり、今後も適切な手当確認を行うとともに、本人が適切な手当申請を行うよう、管内事務職員研修会において指導していくこととする。

2(1) 監査対象機関名 岩手県立不来方高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成21年12月16日

イ 本監査実施日 平成22年2月9日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年4月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
私用光熱水費の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが3件、111,112円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	課外、模擬試験に係る私用光熱水費については、1年分まとめて調定していたものであり、不適切であったことから、1月単位で調定するよう改めた。

3(1) 監査対象機関名 岩手県立沼宮内高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成21年12月9日

イ 本監査実施日 平成22年 2月17日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年 4月 2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
教職員住宅用地に係る不動産賃貸借契約に当たり、支出負担行為を行っていないものが1件、205,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	不動産賃貸借契約の支出負担行為については、平成22年2月17日に処理を完了した。 年度始めの事務であり、年度末及び年度始めに行うべき事務を一覧表として全事務職員で共有し、相互チェックを徹底する体制を整えた。

4(1) 監査対象機関名 岩手県立紫波総合高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成21年12月15日

イ 本監査実施日 平成22年 2月10日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年 4月 2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
期末手当及び勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、62,036円、少なく支給しているものが1件、84,369円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた期末手当、少なく支給していた勤勉手当については、それぞれ平成22年1月15日に期末手当を返納させ、勤勉手当を追給した。 再発防止を図るため、担当者が算定したものを、副担当及び担当外の職員により、複数回確認を行うこととし、相互チェック体制を整えた。

5(1) 監査対象機関名 岩手県立盛岡となん支援学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成21年12月16日

イ 本監査実施日 平成22年 2月 9日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年 4月 2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、8,646円、少なく支給しているものが1件、29,686円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた勤勉手当、少なく支給していた勤勉手当については、それぞれ平成22年1月15日に返納させ、追給した。 再発防止を図るため、正副担当職員及び管理責任者の研修機会を設け、複数職員による相互チェックを強力に行う体制を整えた。

6(1) 監査対象機関名 岩手県立盛岡青松支援学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年 1月13日及び同月14日

イ 本監査実施日 平成22年 2月16日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年 4月 2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、33,900円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>支給すべき金額より少なく支給していた赴任旅費については、平成22年1月22日に追給した。</p> <p>再発防止を図るため、担当者が算定したものを複数の職員で確認を行うこととし、相互チェック体制を整えた。</p>
<p>寒冷地手当の支給に当たり、支給地域の区分の認定誤りにより、手当を支給していないものが1件、51,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>支給地域の区分の認定誤りにより手当を支給していなかった寒冷地手当については、平成21年10月30日に支給済みである。</p> <p>再発防止を図るため、担当者が算定したものを複数の職員で確認を行うこととし、相互チェック体制を整えた。</p>